

Ⅲ. システムデザイン工学部

以下に、免許法別表第 1 を根拠とした免許状取得要件を詳説します。

【1】基礎資格

- ・一種免許状：学士の学位を有すること

【2】単位修得要件

教員免許状取得のためには、取得免許状の種類に応じ、所定の単位を修得しなければなりません。

下表は、要修得単位数一覧表です。

■中学校一種免許状・高等学校一種免許状 要修得単位数一覧表

	法令上の区分		中学校一種		高等学校一種		備考
			法定最低	本学設置	法定最低	本学設置	
↓ 施行規則上の記載番号	① 免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法	2	中高共通。 次ページを確認すること	2	中高共通。 次ページを確認すること	★ 中学校免許取得時 は ①、②、③、④ の科目について、本学設置の単位数を全て必ず修得すること。 ★ 高校免許取得時 は ①、②、③ の科目について、本学設置の単位数を全て修得すること。 なお、④ の科目については修得必須ではないが、修得した場合は要修得単位数に含めることができる。その場合、② の区分の「教科に関する専門的事項」における要修得単位数が、④ の科目の修得単位数分のみ減ぜられる。
		体育	2		2		
		外国語コミュニケーション	2		2		
		数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2		2		
第二欄	② 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	20	20 以上	20	30 以上	
		教科指導法	8	8	4	4	
第三欄～第五欄	③ 教育の基礎的理解に関する科目等		27	29	23	25	
第六欄	④ 大学が独自に設定する科目		4	3	12	(5)	
		太枠内計	59	60 以上	59	59 以上	

免許法上の要件としては、卒業までに上表の「法定最低修得単位数」を区分ごとに満たすことにより教員免許を取得することができますが、本学においては、「本学設置」の ①、②、③、④ のそれぞれの科目の単位修得を以て、免許取得に必要な要件を満たすものとしています。（「法定最低修得単位数」より「本学設置」の単位数が超過する区分については、超過分の単位数が ④ の法定最低修得単位数に充てられます。）

次ページより ①、②、③、④ のそれぞれの科目区分で開講されている科目について説明します。

※編入学等により前在籍先で既修得単位がある場合、その単位も教員免許取得に有効な単位として算入できる可能性があります。ただし、法令により、前在籍先の教職課程認定の有無によって算入単位数に上限がある場合もあります。個々のケースごとに詳細な確認が必要になりますので、既修得単位の扱いについては東京千住キャンパス事務部（教務担当）教職課程担当へ速やかに問い合わせてください。

1 免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

この区分には、以下の科目が当てはまります。
下表に沿って、最低修得単位数以上を修得してください。

要修得単位数一覧表（本学設置）		中	高
1	施行規則第66条の6に定める科目	各2	
2	教科及び教科の指導法に関する科目	教科 20 指導法 8	30 4
3	教育の基礎的理解に関する科目等	29	25
4	大学が独自に設定する科目	3	[5]

＜システムデザイン工学部 2025 年度入学者カリキュラム＞

免許法施行規則に定める科目	最低修得単位数	本学該当科目			
		科目名	単位数	卒業要件上の 必選自区分	科目設置区分
日本国憲法	2	日本国憲法	2	選択	人間科学科目
体育（※1）	2	健康と生活	2	選択	人間科学科目
		身体運動のしくみ	2	選択	
		ウェルネス&スポーツ	2	選択	
		エクササイズ&スポーツ	2	選択	
		コミュニケーションスポーツ	1	選択	
		アウトドアスポーツA	1	選択	
		アウトドアスポーツB	1	選択	
		アウトドアスポーツC	1	選択	
外国語 コミュニケーション （※2）	2	口語英語Ⅰ	1	選択	英語科目
		口語英語Ⅱ	1	選択	
		総合英語Ⅲ	1	選択	
		総合英語Ⅳ	1	選択	
		国内英語短期研修	1	選択	
		海外英語短期研修	2	選択	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	2	情報リテラシー(数理・データサイエンス入門)	2	必修	工学基礎科目
		コンピュータプログラミングⅠ	2	必修	

※1「体育」については、実技を含む科目（下線科目）を必ず1単位以上含めて、合計2単位以上を修得すること。
※2「外国語コミュニケーション」については、上記科目の中から、合計2単位以上を修得すること。

2 教科及び教科の指導法に関する科目

この区分は、免許状の教科によって、修得すべき科目が異なります。次ページ以降に掲載している表に従って、自身の希望する免許教科ごとに必要な単位数を修得してください。自身の所属学科の授業科目配当表も併せて確認してください。

要修得単位数一覧表（本学設置）		中	高
1	施行規則第66条の6に定める科目	各2	
2	教科及び教科の指導法に関する科目	教科 20 指導法 8	30 4
3	教育の基礎的理解に関する科目等	29	25
4	大学が独自に設定する科目	3	[5]

★「教科に関する専門的事項」の科目の履修について（注意事項）

「教科に関する専門的事項」の科目は、原則として自学科で開講されている科目を修得してください。特に各表の網掛けとなっている科目（各教科の科目群において教職必須科目となる「一般的包括的内容を含む科目」）は、必ず自学科科目を修得してください。なお、教員免許取得を目的とした他学部他学科履修申請方法は通常と異なります。履修登録期間前に「履修の手引き(HP)」等で案内しますが、詳細は東京千住キャンパス事務部(教務担当)へご相談ください。

■中学校一種／高等学校一種 数学

システムデザイン工学部 情報システム工学科（AJ） 2025 年度入学者カリキュラム

【教科に関する専門的事項】

施行規則に定める科目群 〔教職コード〕	本学該当科目		
	科目名	単位数	卒業要件上の 必選自区分
代数学 〔110代数〕	代数学入門	2	自由
	線形代数学Ⅱ	2	必修
	線形代数学Ⅲ	2	自由
幾何学 〔111幾何〕	幾何学	2	自由
	微分幾何学	2	自由
解析学 〔112解析〕	微分積分学および演習Ⅱ	4	選択
	多変量解析	2	選択
	データサイエンス基礎	2	選択
	数理最適化	2	選択
	数値科学と数値計算	2	選択
「確率論・統計学」 〔113確統〕	確率・統計	2	必修
	ベイズ統計学	2	選択
コンピュータ 〔114コンピュ〕	離散数学	2	選択
	情報システムの基礎	2	必修
	コンピュータ構成	2	必修
	コンピュータプログラミングⅡ	2	必修
	コンピュータプログラミングⅢ	4	必修
	C言語プログラミング	2	必修
	ディジタル回路Ⅰ	2	必修
	データ構造とアルゴリズム	2	必修

【注意事項】
○網掛けになっている科目（一般的包括的内容を含む科目）は、免許取得のためには修得が必須となる科目である（進級・卒業要件に関わる科目の「卒業要件上の必選自区分」とは異なるので注意すること）。
○中学免許取得の場合は、網掛けの科目を必ず含めて、上記科目から計20単位以上を修得すること。
○高校免許取得の場合は、網掛けの科目を必ず含めて、上記科目から計30単位以上を修得すること。なお、30単位のうち5単位までは、「大学が独自に設定する科目」で修得した単位に置換えることができる。その場合、「教科に関する専門的事項の科目」は、30単位から「大学が独自に設定する科目」の単位数を減じた単位数を修得すればよい。例）「大学が独自に設定する科目」を5単位修得した場合、「教科に関する専門的事項の科目」は25単位以上修得すればよい。

【教科の指導法】

施行規則に定める科目群	本学該当科目		
	科目名	単位数	必選自区分
数学の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	数学科教育法	4	自由
	数学科指導法	4	自由

○中学免許取得の場合は両科目の修得が必須となる。高校免許取得の場合は「数学科教育法」のみ修得が必須となる（高校免許取得の場合、「数学科指導法」は要修得単位数に算入されない）。

■高等学校一種 情報

システムデザイン工学部 情報システム工学科（AJ） 2025 年度入学者カリキュラム

【教科に関する専門的事項】

施行規則に定める科目群 〔教職コード〕	本学該当科目		
	科目名	単位数	卒業要件上の 必選自区分
情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理 〔1300 情①〕	情報化社会と知的財産権*	2	選択
	情報化社会とコミュニケーション*	2	選択
	情報倫理*	2	選択
	情報と職業*	2	選択
コンピュータ・情報処理 〔1310 情②〕	情報システムの基礎	2	必修
	コンピュータ構成	2	必修
	コンピュータプログラミングⅡ	2	必修
	コンピュータプログラミングⅢ	4	必修
	C言語プログラミング	2	必修
	ディジタル回路Ⅰ	2	必修
	データ構造とアルゴリズム	2	必修
情報システム 〔1320 情③〕	ソフトウェア工学	2	選択
	データベースシステム	2	必修
	データウェアハウス	2	選択
	オペレーティングシステムⅠ	2	必修
	データマイニング	2	選択
	データベース言語SQL	2	選択
	機械学習	2	選択
情報通信ネットワーク 〔1330 情④〕	情報通信基礎	2	必修
	情報通信とネットワーク	3	必修
	IPネットワーク構築法	3	選択
	ネットワークセキュリティ	3	選択
マルチメディア表現・マルチメディア技術 〔1340 情⑤〕	マルチメディア工学	2	選択

【注意事項】

- 網掛けになっている科目（一般的包括的内容を含む科目）は、免許取得のためには修得が必須となる科目である（進級・卒業要件に関わる科目の「卒業要件上の必選自区分」とは異なるので注意すること）。
- 網掛けの科目を必ず含めて、上記科目から計30単位以上を修得すること。なお、30単位のうち5単位までは、「大学が独自に設定する科目」で修得した単位に置換えることができる。その場合、「教科に関する専門的事項の科目」は、30単位から「大学が独自に設定する科目」の単位数を減じた単位数を修得すればよい。例）「大学が独自に設定する科目」を5単位修得した場合、「教科に関する専門的事項の科目」は25単位以上修得すればよい。
- 「*」の科目は人間科学科目。

【教科の指導法】

施行規則に定める科目群	本学該当科目		
	科目名	単位数	必選自区分
情報の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	情報科教育法	4	自由

○修得が必須となる。

■高等学校一種 情報

システムデザイン工学部 デザイン工学科（AD） 2025 年度入学者カリキュラム

【教科に関する専門的事項】

施行規則に定める科目群 〔教職コード〕	本学該当科目		
	科目名	単位数	卒業要件上の 必選自区分
情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理 〔1300 情①〕	情報化社会と知的財産権*	2	選択
	情報化社会とコミュニケーション*	2	選択
	情報倫理*	2	選択
	情報と職業*	2	選択
コンピュータ・情報処理 〔1310 情②〕	プログラム工学	2	選択
	IoT組み込みプログラミング	2	選択
	コンピュータアーキテクチャ	2	選択
	データ構造とアルゴリズム	2	選択
	コンピュータプログラミングⅡ	2	必修
情報システム 〔1320 情③〕	データベースと情報検索	2	選択
	デジタル信号処理	3	必修
情報通信ネットワーク 〔1330 情④〕	通信とネットワーク	2	選択
マルチメディア表現・マルチメディア技術 〔1340 情⑤〕	コンピュータグラフィックス	2	選択
	VR環境デザイン	2	選択
	マルチメディア構成と演習	2	選択
	信号処理応用	2	選択

【注意事項】

- 網掛けになっている科目（一般的包括的内容を含む科目）は、免許取得のためには修得が必須となる科目である（進級・卒業要件に関わる科目の「卒業要件上の必選自区分」とは異なるので注意すること）。
- 網掛けの科目を必ず含めて、上記科目から計30単位以上を修得すること。なお、30単位のうち5単位までは、「大学が独自に設定する科目」で修得した単位に置換えることができる。その場合、「教科に関する専門的事項の科目」は、30単位から「大学が独自に設定する科目」の単位数を減じた単位数を修得すればよい。例）「大学が独自に設定する科目」を5単位修得した場合、「教科に関する専門的事項の科目」は25単位以上修得すればよい。
- 「*」の科目は人間科学科目。

【教科の指導法】

施行規則に定める科目群	本学該当科目		
	科目名	単位数	必選自区分
情報の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	情報科教育法	4	自由

- 修得が必須となる。

■中学校一種 技術

システムデザイン工学部 デザイン工学科（AD） 2025 年度入学者カリキュラム

【教科に関する専門的事項】

施行規則に定める科目群 〔教職コード〕	本学該当科目		
	科目名	単位数	卒業要件上の 必選自区分
材料加工（実習を含む） 〔1700 材料〕	材料と加工学	2	選択
機械・電気（実習を含む） 〔1710 機電〕	機構・機械要素設計	2	選択
	モデルベースデザイン	2	選択
	回路理論および演習	3	必修
	電磁気学および演習	3	選択
	電子回路	2	選択
	計測工学	2	選択
生物育成 〔1720 生物〕	栽培	1	自由
情報とコンピュータ 〔1730 情報〕	プログラム工学	2	選択
	IoT組み込みプログラミング	2	選択
	データ構造とアルゴリズム	2	選択
	コンピュータアーキテクチャ	2	選択

【注意事項】
○網掛けになっている科目（一般的包括的内容を含む科目）は、免許取得のためには修得が必須となる科目である（進級・卒業要件に関わる科目の「卒業要件上の必選自区分」とは異なるので注意すること）。
○網掛けの科目を必ず含めて、上記科目から計20単位以上を修得すること。

【教科の指導法】

施行規則に定める科目群	本学該当科目		
	科目名	単位数	必選自区分
技術の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	技術科教育法	4	自由
	技術科指導法	4	自由

○修得が必須となる。

■高等学校一種 工業

システムデザイン工学部 デザイン工学科（AD） 2025 年度入学者カリキュラム

【教科に関する専門的事項】

施行規則に定める科目群 〔教職コード〕	本学該当科目		
	科目名	単位数	卒業要件上の 必選自区分
工業の関係科目 〔160 工業〕	材料力学	2	必修
	材料と加工学	2	選択
	機械力学	2	選択
	機構・機械要素設計	2	選択
	生体工学	2	選択
	モデルベースデザイン	2	選択
	回路理論および演習	3	必修
	電磁気学および演習	3	選択
	電子回路	2	選択
	計測工学	2	選択
	感性計測	2	選択
	環境工学・構法概論	2	選択
	音響工学	2	選択
	工業技術概論	2	自由
職業指導〔161 職指〕	職業指導	2	自由

【注意事項】

○網掛けになっている科目（一般的包括的内容を含む科目）は、免許取得のためには修得が必須となる科目である（進級・卒業要件に関わる科目の「卒業要件上の必選自区分」とは異なるので注意すること）。

○網掛けの科目を必ず含めて、上記科目から計30単位以上を修得すること。なお、30単位のうち5単位までは、「大学が独自に設定する科目」で修得した単位に置換えることができる。その場合、「教科に関する専門的事項の科目」は、30単位から「大学が独自に設定する科目」の単位数を減じた単位数を修得すればよい。例）「大学が独自に設定する科目」を5単位修得した場合、「教科に関する専門的事項の科目」は25単位以上修得すればよい。

【教科の指導法】

施行規則に定める科目群	本学該当科目		
	科目名	単位数	必選自区分
工業の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	工業科教育法	4	自由

○修得が必須となる。（但し教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号による取得の場合を除く）

★高等学校一種 工業の免許状取得に関する振替規定について

平成 29 年改正教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号に以下の記載があります。

「工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（一中略）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。」

つまり、高等学校一種 工業の免許状については、当分の間、「各教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を全く修得しなくても、「免許法施行規則第 66 条の6に定める科目」を各2単位以上修得し、かつ「職業指導 2 単位」と「工業技術概論 2 単位」等一般的包括的内容を含む科目を全て含めて「教科に関する専門的事項に関する科目」を 59 単位以上修得することで取得できるということです。

しかし、「各教科の指導法に関する科目」や「教育の基礎的理解に関する科目等」は、教員となるための基本的な科目です。教員免許を取得するのであれば、この規定に頼ることなく、少なくとも「教職入門」、「教育学概論」、「教育心理学」、「工業科教育法」については修得しておくことが望まれます。将来教職に就いた場合はもちろん、そうでない場合でも、これらの科目を修得しているかいないかによって、社会に出てから発揮できる力に大きな差が出てくる可能性があります。こうした点からも、これらの科目が重要な科目であることを十分に認識し、できるだけ修得するように心がけてください。（本規定を適用して免許を受ける場合であっても、必ず教職課程に在籍する必要があります）

③教育の基礎的理解に関する科目等

この区分は、教育職員免許法施行規則において、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」として定められています。

本学では各区分に対応する科目として以下の通り開設しています。

中学・高校免許について、必須となっている科目は必ず修得するようにしてください。
配当期については変更となる場合があります。変更となった際は、履修の手引きや UNIPA でお知らせいたします。

要修得単位数一覧表（本学設置）				中	高
1	施行規則第66条の6に定める科目			各2	
2	教科及び教科の指導法に関する科目	教科		20	30
		指導法		8	4
3	教育の基礎的理解に関する科目等			29	25
4	大学が独自に設定する科目			3	[5]

〔2025 年度以降の入学者用〕

				本学設置			必須の場合○	
免許法施行規則上の区分			法定最低 修得単位数	授業科目名	単位	小計	中学	高校
第三欄	教育の基礎的理解に 関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史 及び思想	10	教育学概論	2	11	○	○
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 （チーム学校への対応を含む）		教職入門	2		○	○
		教育に関する社会的、制度的又は経営 的事項（学校と地域との連携及び学校 安全への対応を含む。）		教育社会学	2		○	○
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び 学習の課程		教育心理学	2		○	○
		特別の支援を必要とする幼児、児童及 び生徒に対する理解		特別支援教育	1		○	○
		教育課程の意義及び編成の方法（カリ キュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		○	○
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	道徳理論と指導法	2	中 10 高 8	○	※1
		中）総合的な学習の時間の指導法 高）総合的な探究の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1		○	○
		特別活動の指導法		特別活動論	1		○	○
		教育の方法及び技術／情報通信技術 を活用した教育理論及び方法		教育の方法と技術（情報通信 技術の活用含む）	2		○	○
		生徒指導の理論及び方法・進路指導及 びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導論	2		○	○
		教育相談（カウンセリングに関する基 礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		○	○
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	教育実習セミナー	2	中 6 高 4	○	○
				教育実習Ⅰ	2		○	○
				教育実習Ⅱ	2		○	※2
		教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	2	○	○
					計	中 29 高 25		

※1「道徳理論と指導法」は、高校免許取得時においては必須ではありませんが、修得した場合は、「④ 大学が独自に設定する科目」に算入されます。

※2「教育実習Ⅱ」は、高校免許取得時においては必須ではなく、修得した場合も要修得単位数には算入されません。

④ 大学が独自に設定する科目

この区分には、法定最低修得単位数を超えて修得した「② 教科及び教科の指導法に関する科目」ならびに「③ 教育の基礎的理解に関する科目等」の単位が充てられます。一方で、「④ 大学が独自に設定する科目」としてのみ単位を充てることができる科目として、以下の科目が開講されています。

要修得単位数一覧表（本学設置）			中	高
1	施行規則第66条の6に定める科目		各2	
2	教科及び教科の指導法に関する科目	教科	20	30
		指導法	8	4
3	教育の基礎的理解に関する科目等		29	25
4	大学が独自に設定する科目		3	〔5〕

中学校免許状取得時（すべて修得必須）

科 目 名	単位数	配 当 期	
介護福祉論	2	全学年	前期・後期
介護等体験特論	1	3年	通年

※介護等体験の事前指導の一環として人間科学科目「介護福祉論」が開講されています。

中学校免許状取得希望者は、2年次に必ず履修してください（1年次は履修できません）。

抽選科目ですので、必ず指定期間に抽選申込をしてください。

※介護等体験の事前事後指導として「介護等体験特論」が開講されています。

中学校免許状取得希望者は、介護等体験の実施と並行して、3年次に必ず履修してください。

※介護等体験の詳細は、P.67 および P.75～を参考にしてください。

高等学校免許状取得時（修得は必須ではない）

科 目 名	単位数	配 当 期	
介護福祉論	2	全学年	前期・後期
介護等体験特論	1	3年	通年
道徳理論と指導法	2	3年	前期

※高等学校免許の取得時においては、上記3科目は修得必須ではありません。ただし修得した場合は、「④ 大学が独自に設定する科目」の修得単位数に含めることができるので、その場合、「② 教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科に関する専門的事項」における合計 30 単位以上の修得要件が、修得単位数分について減ぜられることとなります（「教科に関する専門的事項」を合計 30 単位以上修得している場合は、上記 3 科目は必ずしも修得する必要はありません）。

※中学校免許取得時のみの必須科目である「数学科指導法」「理科指導法」「技術科指導法」ならびに「教育実習Ⅱ」の修得単位数については、高校免許取得時には「④ 大学が独自に設定する科目」のほか、いかなる区分の単位数にも充てることができません。

システムデザイン工学部 教職課程 授業科目配当表 (2025 年度入学者カリキュラム)

	免許法上の区分		項目に含めることが必要な事項	科目名	コマ	単位	必選自	配当年	配当期	授業形態	備考	教職コード
教科及び教職に関する科目	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	職業指導	1	2	自	3	半期(前)	講義	工業必修科目・学科専門科目	161職指
				工業技術概論	1	2	自	3	半期(後)	講義	工業必修科目・学科専門科目	160工業
				情報と職業	1	2	選	全	半期(前/後)	講義	情報必修科目・人間科学科目・履修は2年次以上	1300 情①
				情報化社会とコミュニケーション	1	2	選	234	半期(前/後)	講義	情報科目・人間科学科目	1300 情①
				情報化社会と知的財産権	1	2	選	234	半期(前/後)	講義	情報必修科目・人間科学科目	1300 情①
				情報倫理	1	2	選	234	半期(前/後)	講義	情報必修科目・人間科学科目	1300 情①
				栽培	1	1	自	2	半期(前)	実験・実習	技術必修科目・学科専門科目・夏期集中授業	1720生物
			各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	数学科教育法	1	4	自	2	通年	講義	数学必修科目	3201
				技術科教育法	1	4	自	2,3	通年	講義	技術必修科目・技術科指導法と隔年開講(2025年度開講せず)	3203
				情報科教育法	随時	4	自	2,3	通年	講義	情報必修科目・集中講義	3204
				工業科教育法	1	4	自	2,3	通年	講義	工業必修科目	3205
				数学科指導法	1	4	自	3	通年	講義	中学数学必修科目	3206
				技術科指導法	1	4	自	2,3	通年	講義	技術必修科目・技術科教育法と隔年開講(2025年度開講)	3208
	第三欄	教育の基礎的理解に	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	1	2	選	1	半期(前)	講義	免許必修科目・人間科学科目・夏期集中講義	3301
			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む)	教職入門	1	2	自	1	半期(前)	講義	免許必修科目	3302
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	1	2	選	1	半期(後)	講義	免許必修科目・人間科学科目	3303
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程	教育心理学	1	2	選	1	半期(後)	講義	免許必修科目・人間科学科目	3304
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	随時	1	自	2	半期(前)	講義	免許必修科目・夏期集中講義	3305
			教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	1	2	自	2	半期(前)	講義	免許必修科目	3306
	第四欄	の道徳、相談、総合及び生徒指導に関する指導科目、時間教育等	道徳の理論及び指導法	道徳理論と指導法	随時	2	自	3	半期(前)	講義	中学免許必修科目・夏期集中講義	3401
			中)総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	随時	1	自	2	半期(前)	講義	免許必修科目・夏期集中講義	3402
			高)総合的な探究の時間の指導法									
			特別活動の指導法	特別活動論	随時	1	自	3	半期(前)	講義	免許必修科目・夏期集中講義	3403
			教育の方法及び技術/情報通信技術を活用した教育理論及び方法	教育の方法と技術(情報通信技術の活用含む)	1	2	自	3	半期(前)	講義	免許必修科目	3404
			生徒指導の理論及び方法/進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	生徒・進路指導論	1	2	自	2	半期(後)	講義	免許必修科目	3405
			教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法	教育相談	随時	2	自	2	半期(前)	講義	免許必修科目・夏期集中講義	3406
	第五欄	関教する実践科目に	教育実習	教育実習セミナー	随時	2	自	4	通年	講義・演習	免許必修科目・集中講義	3501
				教育実習Ⅰ	随時	2	自	4	通年	実験・実習	免許必修科目・集中講義	3502
				教育実習Ⅱ	随時	2	自	4	通年	実験・実習	中学免許必修科目・集中講義	3503
			教職実践演習	教職実践演習(中・高)	随時	2	自	4	半期(後)	講義・演習	免許必修科目・夏期集中講義	3504
	第六欄	す自大るに学科設が目定独		介護福祉論	1	2	選	全	半期(前/後)	講義	中学免許必修科目・人間科学科目・2年次履修	3601
				介護等体験特論	随時	1	自	3	通年	講義	中学免許必修科目・集中講義	3602

付記:

1. 上表の科目を履修するためには、教職課程履修の手続(教職課程履修費の納入)が必要となる。
(但し、「教育学概論」「教育社会学」「教育心理学」を除く人間科学科目については、その限りではない。)
2. 「教科に関する専門的事項」の科目は、上表の科目以外は、各学科に専門科目として配当されている。
3. 「介護等体験特論」は、介護等体験の実施(原則3年次)と併行して履修が必須となる(中学免許のみ)。また「介護福祉論」は、介護等体験実施前には既に修得済であること。
4. 教育実習の実施(4年次)および教育実習関連科目(「教職実践演習」を含む)の履修に際しては、教育実習前提科目である各教科の指導法(教育実習の実施教科)ならびに「教職入門」「教育学概論」「教育心理学」の各科目単位を、3年次までに予め修得していることが原則として必須となる。
5. 各科目の配当期は変更となる可能性がある。変更となった場合は、履修の手引きやUNIPAで通知する。